

部長及び参事官

殿

所 属 長

県 民 発 第 3 2 号

( 監 察、 厚 生 )

平成28年 1月20日

30年保存 ( 口 訓 )

本 部 長

犯罪被害者等給付審議委員会設置要綱の制定について ( 通達甲 )

県警察における犯罪被害者等給付審議委員会の設置及び運営については、「犯罪被害者等給付審議委員会設置要領の制定について ( 内規 )」(平成21年 3月27日警務発第282号)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程 (平成27年 6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「犯罪被害者等給付審議委員会設置要綱」を定め、平成28年 2月 1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

## 犯罪被害者等給付審議委員会設置要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、犯罪被害者等給付審議委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 委員会の設置

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第11条第1項に規定する公安委員会が行う犯罪被害者等給付金の支給に関する裁定等の事務が適正かつ円滑に行われるようにするため、県本部に委員会を設置する。

### 第3 委員会の任務

委員会は、県民支援相談課被害者支援室（以下「被害者支援室」という。）の行った調査及び検討結果に基づき裁定原案について、審議するものとする。

### 第4 組織

- 1 委員会に委員長及び委員を置き、委員長は警務部長を、委員は県民支援相談課長、監察課長、厚生課長及び当該審議事案を所管する県本部の課長をもって充てる。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

### 第5 委員会の運営

- 1 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- 3 委員長は、委員会の審議結果を部長会議において説明の上、本部長に報告するものとする。

### 第6 委員会の事務

委員会の事務は、被害者支援室において行う。